

平成30年 4 月 1 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

平成30年度 入札・契約制度の改正等について

平成30年度に高知市上下水道局が発注する建設工事に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 予定価格の事後公表の拡大について

現在、建設工事に係る委託業務の予定価格については、事後公表を試行していますが、平成30年4月1日（公告、指名通知が4月1日以降のもの）から、本格運用を行います。

2 一般競争入札の適用範囲の拡大について

「高知市入札・契約制度基本方針」及び「同推進計画」に基づき、公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立を目的として、予定価格が500万円以上の建設工事に係る委託業務について一般競争入札を適用します。

（平成30年6月1日以降に公告するものから適用する。）

3 建設工事における社会保険未加入業者等への対応について

高知市上下水道局では、下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の建設工事において、社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入義務がありながら、届出をしていない建設業者との一次下請契約を禁止しています。

当該工事において、社会保険等未加入業者との一次下請契約が判明した場合には、以下の措置を講ずることとします。

- （1）受注者（元請）に対し、制裁金を請求
- （2）受注者（元請）に対し、契約違反による指名停止措置
- （3）工事成績の減点

（平成30年6月1日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用する。なお、それまでの間に違反があった場合は文書注意を行う。）

※詳細については後日、ホームページに掲載する予定です。

4 電子入札の拡大について

改正時期：平成30年9月予定

(現行) 予定価格が概ね5,000万円以上の建設工事

↓

(改正) 予定価格が概ね2,000万円以上の建設工事

※詳細については後日、ホームページに掲載する予定です。

5 建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置の継続

平成27年4月1日から施行している現場代理人の配置の特例に係る暫定措置を平成30年度も当面継続します。暫定措置を終了する場合はホームページにてお知らせします。

※ 平成27年4月1日施行の暫定措置は、別添「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について(通知)」をご覧ください。

6 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成29年度からの変更はありません。(対象期間の整理のみ行っています。)

※ 平成30年度の評価項目及び評価基準は別添「平成30年度 総合評価落札方式評価項目及び評価基準」をご覧ください。

※ 平成30年度の総合評価落札方式に関する取扱要領は別添「平成30年度 高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」をご覧ください。

以上

事務担当 高知市上下水道局 企画財務課 契約担当
高知市棧橋通三丁目31番11号
高知市上下水道局庁舎2階
TEL:088-821-9208 FAX:088-833-6549